

傷させたときは、運送人として債務不履行による損害賠償責任を免れえないことは前述のとおりであるが、その損害賠償については、商法に民法の特別規定が定められている。またこの場合に、不法行為の要件(民法第709・715条)を具備するときは、運送人は不法行為上の賠償責任をも免れることはできない。これについては、民法の特別法である商法上の請求権のみが発生するとする法規競合説があるが、これは通説ではない。

物品運送については運送人は、自己もしくは運送取扱人またはその使用人、その他運送のため使用した者が、運送品の受取り・引渡し・保管および運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失・き損または延着について、損害賠償の責を免れることはできない(商法第577条)。この場合運送人が賠償すべき損害は、一般債務不履行の場合と異なり、特別事情による損害は含まれず、かつ運送業の特質にかんがみその賠償額は定型化されている。すなわち、商法第580条で、損害賠償額については、運送品の全部滅失または延着の場合は、その引渡しあるべかりし日(引渡期間の末日)、一部滅失またはき損の場合は、その引渡しのあった日における到達地の価格(時価)を標準として定め、この金額から運送品が滅失またはき損したため荷送人が支払うべきを要しない運送賃、その他の費用を控除した残額を基準として定めることとなっている。しかし運送人の悪意または重大なる過失によって運送品が滅失・き損または延着したときは、運送人はいっさいの損害を賠償しなければならないことに、同法第581条で例外規定が設けられているので、この場合は、一般の債務不履行の原則にしたがって通常生ずる損害のみならず、当事者が予見または予見し得べかりし特別事情によって生じた損害を、賠償しなければならないこととなる。

このほか同法第578条は、高価品に対する運送人の責任について特別規定を設け、貨幣・有価証券その他の高価品については、荷送人が運送品を委託するに当り、その種類および価額を明示しなければ、運送人は賠償の責に任じないこととなっている。したがってこの場合は、運送人は高価品としてはもちろん、普通品としても賠償の責を免れることができる。

なお鉄道運送においては、鉄道営業法および鉄道運輸規程に要償額表示制度があって、商法の規定に対する例外規定を設け、商法の損害賠償額をさらに拡大または減縮している。

すなわち旅客または荷送人は、託送手荷物または運送品を託送する際、鉄道運輸規程(第30条)の定むる表示料を支払って、要償額を表示することができることとなっており、(鉄道営業法第11条)、その有無によって損害賠償額に差異が生ずる。

要償額の表示ある場合は、鉄道は損害額が要償表示額に達しないことを証明しないかぎり、原則として要償表示額を賠償しなければならないが、要償額の表示のない場合で、託送手荷物・高価品および動物の滅失・き損ならびに託送手荷物または運送品の延着による損害については、鉄道運輸規程(第73・74条)で賠償額が限定されてあって、鉄道に悪意または重大な過失がない場合は、鉄道はその最高金額をこえて賠償の責に任じないこととなっている(鉄道営業法第11条の2)。これが制限賠償といわれるものであるが、その他の運送品の滅失き損の損害については、同規程にべつに制限賠償額の定めがないから、商法の一般規定によって損害賠償額を定めるべきである。またその損害が鉄道の悪意または重大な過失によって生じたときは、この制限賠償は適用されないから、商法第581条に準拠すべきである。

以上は法令上の明文によるものであるが、このほか運送人は

取引上の信義に反せず、かつ法律が賠償責任を負わせた精神に反しないかぎり、特約によって損害賠償責任を免れることができる。鉄道の貨物運送については、運送約款である貨物運送規則で免責事項を定め、運送人の賠償責任を免除している。

運送人の損害賠償責任は、荷受人が運送品を受領する際、何らの留保をなさず運賃その他の費用を支払ったときには消滅する。ただし運送品にただちに発見することのできないき損または一部滅失があった場合は、荷受人がその引渡しを受けた日から2週間以内に運送人に対し、その旨の通知を發した場合および運送人に悪意があった場合は消滅しない(商法第588条)。

このように運送人の責任が消滅しない場合においても、荷受人が運送品を受取った日または運送品の全部滅失の場合において、その引渡しあるべかりし日から1年を経過したときは、運送人の損害賠償責任は時効によって消滅するが、運送人に悪意があった場合は、この短期時効は適用されないで、(商法第566・589条)、一般商事債権の消滅時効である5年が適用されることとなる(商法第522条)。

旅客運送については、運送人は自己またはその使用人が、運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、旅客が運送のために受けた損害について賠償の責を免れることはできないことは、物品運送の場合と同様であるが、その損害賠償額については物品運送のような限定規定はなく、商法は、その額を定めるについて、裁判所は被害者およびその家族の状況をしんしゃくすることを要すると(第590条)民法の特則を設けた。被害者およびその家族の状況は特別事情であるが、これを必ずしんしゃくするように定められたのである。これは債務不履行に基づく損害賠償であるが、前述のように多くの場合その不履行の事実、同時に不法行為の要件を具備し、不法行為による賠償責任も免れることはできないから、いやしくも相当因果関係のあるいっさいの損害を賠償しなければならないこととなるので、国鉄では、旅客が死傷した場合も、踏切事故等によって公衆が負傷した場合と同様に、つぎのようにして算出した損害賠償金(慰謝料と通称する)を支払っている。この場合債権者または被害者に過失があったときは、その損害賠償額を定めるについて、裁判所はこれをしんしゃくすることになっているので(民法第418・722条第2項)、このような場合には、国鉄でも被害者の過失をしんしゃくして損害賠償額を減縮して支払っている。このほか慰謝料の支払について留意すべきことは、被害者が同一の事由で労働基準法・労働者災害補償保険法・国家公務員共済組合法等による補償の給付を受けた場合は、その者の有する損害賠償請求権は給付の限度において失われ、給付をなした者が、給付の範囲内でその請求権を取得することとなるから、被害者に対し、損害賠償金からその給付額を控除したものを支払い、給付をなしたものに対し、その給付額を支払うこととなる。

負傷者に対する慰謝料は、被害者が負傷によって休業した間の収入損害、治療に要した医療費、義手義肢等の新造費・その維持費、療養中に要した雑費(入院中の諸雑費、通院中の交通費等)および着衣等の物件損害金、ならびに負傷による精神上的の苦痛を金円で換算した慰謝料(民法第710条)を合算したものであるが、負傷によって機能障害を残す場合で、そのため将来得べかりし収入が減少すると認定されるときは、この減収損害も加算している。死亡者に対する慰謝料は、死亡によって本人が将来得べかりし利益を喪失した損害、死亡者の父母・配偶者および子がこうむった精神上的の苦痛を金額で換算した慰謝料(民法第711条)、葬儀費用および着衣等の物件損害金を合算し